平成１９年（排）第２５号

排　除　命　令　書

千葉市美浜区中瀬二丁目６番
株式会社ＱＶＣジャパン
同代表者　代表取締役　佐々木　迅

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社ＱＶＣジャパンは，一般消費者に販売した「びっくり湯桶」と称する浴室用の洗桶（以下主文において「びっくり湯桶」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１８年１０月１日に放送した「ＱＶＣ」と称するテレビショッピング番組における広告において，びっくり湯桶を浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社ＱＶＣジャパンは，今後，びっくり湯桶又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社ＱＶＣジャパンは，今後，びっくり湯桶又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　株式会社ＱＶＣジャパンは，第１項に基づいて行った

公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに
文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ＱＶＣジャパン（以下「ＱＶＣジャパン」という。）は，肩書地に主たる事務所を置き，全国を地区とし，日用雑貨品等の通信販売業を営む事業者である。

2　ＱＶＣジャパンは平成１７年９月ころ以降，卸売業者から，大阪市所在の藤田金属株式会社が製造する「びっくり湯桶」と称する浴室用の洗桶（以下「びっくり湯桶」という。）を仕入れ，有線テレビジョン放送，ＣＳデジタル放送等を通じて放送する「ＱＶＣ」と称するテレビショッピング番組において，当該商品の広告を行い，これを見た一般消費者から注文を受け，これを販売していた。

3　ＱＶＣジャパンは，びっくり湯桶について，平成１８年１０月１日に放送した前記２の番組において，一般消費者が視聴できるように当該商品の効能等を記載したフリップを掲示しながら，当該商品の広告を行っているところ，３枚の同フリップ（別添写し）において，その１枚目に「※銀イオン（Ａｇ$^{+}$）効果でカビの繁殖を抑制　※抗菌・消臭・防臭効果　※銀イオン（Ａｇ$^{+}$）が発生しつづけますので長く使用できます　※浴室の掃除もラクラク!!　浴室に置くだけでＯＫ!」と，２枚目及び３枚目のフリップに，それぞれ写真を掲載の上，２枚目のフリップに「カビ取りをした後、なにもしないとまたカビが発生します。」と，３枚目のフリップに「カビ取りをした後、びっくり湯桶を置いておくだけできれいに保ちます。」と記載することにより，あたかも，びっくり湯桶を浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビの発生を抑制するかのように示す表示をしている。

4　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，ＱＶＣジャパンに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ＱＶＣジャパンは，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

5　本件について，公正取引委員会が調査を開始したところ，ＱＶＣジャパンは，

平成１８年１０月２６日ころ以降，びっくり湯桶の販売を中止している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ＱＶＣジャパンが行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，びっくり湯桶の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃